介助」）の許容性に関するドイツ BGH 刑事判決」『広島法学』22巻１号，1998.7，pp.351-358.
・中井亜弓「身体的理由により自殺できない患者に対する積極的臨死介助の許容性について―ドイツにおける議論の検討を中心として」『法学政治学論究』63号，2004冬季，pp.63-92.
・西井ジュリー「尊厳死についての一考察―ドイツ、アメリカ、イギリス、オランダの場合―」『中央大学大学院研究年報』32号，2003.2，pp.247-262.
・堀江剛「安楽死と延命医療の限界づけ―ドイツにおける最近の安楽死論議から―」『医療・生命と倫理・社会』１号，2002.3，pp.57-64.
大阪大学大学院医学系研究科のサイトからアクセス可能。
<http://www.med.osaka-u.ac.jp/pub/eth/OJ1-1/horie.html>
・松宮孝明「西ドイツの「臨死介助対案」とその基本思想」『刑法雑誌』29巻１号，1988.9，pp.167-191.
・盛永審一郎「オランダ・ベルギー・ドイツにおける「安楽死」に関する現状(1)」『富山医科薬科大学一般教育研究紀要』30号，2003.12，pp.27-35.
・山下邦也「ドイツおよびオランダにおける安楽死論議の比較法的考察」『香川法学』20巻3/4号，2001.3，pp.149-177.

（**わたなべ　ただし**・海外立法情報課）

【短信：ロシア】

連邦制の再編

溝口　修平

ここ数年、ロシアでは連邦構成主体の統合が頻繁に行われている。ロシア連邦は、成立以来89の連邦構成主体から構成されていたが、シベリアや極東地域を中心に、いくつかの連邦構成主体が統合し、連邦再編が進んでいる。連邦議会上院がまとめた報告書によれば、連邦再編の目的は、行政の簡素化、社会経済政策の効率改善、そしてその結果としての国民の福祉向上である。(注1) 地方の財政的自由が拡大するという点も指摘されている。(注2)

本稿では、まずロシアの連邦制度成立の経緯と再編が行われるに至った背景について述べ、一連の統合の法的根拠となっている「ロシア連邦の新しい連邦構成主体の受け入れとその形成手続に関する連邦の憲法的法律」（以下「新連邦構成主体形成法」という。）の内容を紹介する。さらに、連邦再編と今後の展望について、それらをめぐる議論と共に紹介する。

Ⅰ　ロシアの連邦制度

現代ロシアの連邦制度は、ソ連邦時代の行政区画を引き継いで形成されたもので、共和国、地方、州、連邦的意義を持つ市、自治州及び自治管区という、異なる構成原理に基づいた６種類の連邦構成主体から成り立っている。

ソ連邦崩壊直前に各連邦構成共和国で独立運動が盛んになると、ロシア共和国内の自治共和国（現在、共和国となっている地域）でも、民族自決の理念の下に「主権」獲得を目指す動きが活発化した。ソ連邦崩壊後の1992年３月、ロシア連邦政府は、政治状況の安定化のために、①共和国、②地方、州及び連邦的意義を持つ市、③自治州及び自治管区との間に個別に連邦条約

を締結し、共和国に「主権」を認めることを明記した。

しかし、その後1993年12月に制定された現行憲法は、共和国の「主権」を明記せず、すべての連邦構成主体は同権であるとだけ定めている。ただし、共和国のみが憲法を有することが許されている点や、自治州や自治管区は周辺の地方や州の一部でありながら同時に連邦構成主体でもある点など、同権の実質は曖昧である。(注3) 統合推進派は、こうした「マトリョーシカ」のような入れ子構造の非効率性や89という連邦構成主体の数が他国と比較しても多すぎる点を指摘し、連邦再編を後押ししている。(注4)

また、エリツィン時代には、地方の力が強まりすぎたために、各連邦構成主体が定める法律には連邦法に抵触するものが多いという問題が生じた。プーチン大統領は、この問題に対処するために、様々な改革を行い中央集権化を図っている。(注5) 連邦構成主体の統合も、その一環として中央と地方の関係強化を目指したものだと考えられるが、同大統領は「行政的意図の実現」自体は連邦再編の目的ではなく、国民の生活改善こそが最終的に達せられるべきものであるとしている。(注6)

Ⅱ 「新連邦構成主体形成法」の概要

「新連邦構成主体形成法」は、以上のような背景のもとで、2001年12月17日に成立した法律である。この法律は、「ロシア連邦への加入及び新しい連邦構成主体の形成は、連邦の憲法的法律の定める手続きによってこれを行う」と定める憲法第65条第２項の規定に従って、ロシア連邦への加入と新連邦構成主体の形成に関する基本的条件と手続きを定めている。

「ロシア連邦への加入」とは、外国又は外国の一部がロシア連邦に併合された結果、連邦の構成が変更される場合を言い、「新連邦構成主体の形成」とは、外国の併合とは無関係に連邦の構成が変更される場合のことを言う(第２条)。連邦加入、新連邦構成主体形成においては、ロシアの国益、連邦制原則及び市民の権利・自由が保障され、歴史的・経済的・文化的に構築された連邦構成主体の紐帯の維持、そして当該地域の社会的・経済的発展の可能性が考慮されなければならない（第３条)。

1 ロシア連邦への加入の場合

ロシア連邦への加入は、２国間の条約に基づき、双方の合意のもとで行われる。外国全体が加入する場合、条約によって地方又は州として加入すると定められている場合を除き、新加入部分には共和国の地位が与えられる。外国の一部が加入する場合は、共和国、地方、州、自治州、自治管区のいずれかの地位が与えられる。（第４条）

条約締結は、ロシア連邦に加入しようとする外国からの提案に基づく。提案を受けたロシア連邦大統領は、上下両院、政府に通達し、必要であればこれと協議する。（第６条）条約は、新しい連邦構成主体の名称・地位、当該国民のロシア連邦国籍取得の手続き、当該国の国際条約上の地位の変更、新しい連邦構成主体内における立法活動､国家機関･地方自治機関の機能、ロシア連邦のシステムに統合するまでの移行期間について定める（第７条)。

2 新しい連邦構成主体形成の場合

新しい連邦構成主体の形成は、２つ以上の連邦構成主体の統合によって行われる(第５条)。まず、当該連邦構成主体は、新しい連邦構成主体の名称・地位・境界、統合後の社会・経済予測などを記した提案を作成し、それを大統領に送付する｡大統領はこの提案について上下両院、政府に通達し､必要であればこれらと協議する。（第10条）

当該連邦構成主体と大統領との協議の後、大統領が統合に賛成の場合[注7]、当該地域において住民投票が行われる。統合が決定するためには、住民投票が実施されるすべての連邦構成主体において賛成が過半数となる必要がある。当該連邦構成主体の中の１つでもこれを否決した場合は、１年以内に再度住民投票を行うことができる。（第11条）住民投票で可決されると、連邦議会で新しい連邦構成主体形成に関する連邦の憲法的法律案が審議される（第12条[注8]）。

「新連邦構成主体形成法」には明記されていないが、住民投票後に個別に制定される新しい連邦構成主体形成に関する連邦の憲法的法律には、通常以下のことが定められる。

⑴　新しい連邦構成主体の名称とそれに伴い統合される連邦構成主体の廃止に関する規定
⑵　新しい連邦構成主体の行政長官と議会の選挙日程、そしてそれぞれの任期、権限、組織に関する規定
⑶　そうした新制度が完成するまでの移行期間に関する規定
⑷　統合される連邦構成主体と新連邦構成主体の法的地位に関する規定
⑸　移行期間における予算編成に関する規定

Ⅲ　連邦再編の経過と今後の展望

1　これまでに統合が決定した地域

2003年12月７日に実施された住民投票で、ペルミ州とコミ･ペルミャク自治管区が統合され、新たにペルミ地方が形成されることが決定したのを皮切りに､クラスノヤルスク地方､タイムィル自治管区及びエヴェンキ自治管区、さらにカムチャッカ州とコリャーク自治管区の統合が決まった。いずれのケースでも、住民投票において統合賛成は過半数を大きく上回り、賛成が90％を超えるところもあった。

これらの地域では、雇用機会の増加、中央と地方の予算関係の簡素化、工業生産の拡大、官僚削減、投資の拡大などによって、経済が大きく発展することが期待されている[注9]。たとえば、エヴェンキ自治管区では年28％、タイムィル自治管区でも年16％のGDP成長率達成が可能であり、新クラスノヤルスク地方全体でも2015年までに年8.5％の成長率に達するという予測もある。プーチン大統領は、この地域への100億ルーブル（約24億円）にのぼる投資計画を支援する旨を定めた大統領令を発するなど、統合による経済発展を積極的に支援している[注10]。

2　今後統合が予想される地域

そのほかにも、イルクーツク州とウスチ＝オルダ・ブリヤート自治管区、アルハンゲリスク州とネネツ自治管区、ハバロフスク地方とユダヤ自治州、サンクト・ペテルブルク市とレニングラード州の統合などが話題となっている[注11]。

連邦再編は今後も進み、最終的には連邦構成主体の数は50以下になるとも言われている[注12]。この統合プロセスがシベリアや極東地域に多く存在する自治管区から始まった理由は、いくつか考えられる。第一に、前述したように、自治管区は元々隣接する地方や州の一部であり、なおかつ連邦構成主体をなすという曖昧な地位にあった。こうした曖昧な地位を統合によって解消し、行政を簡素化する必要性が認識されたのである[注13]。

第二に、自治管区は、人口過疎で経済状況もよくないために、連邦政府からの多大な財政支援を受けていることが多い。たとえば、イルクーツク州と統合予定のウスチ＝オルダ・ブリヤート自治管区は、財政の８割が連邦政府からの支援によってまかなわれている[注14]。経済力のある隣接地域との統合によって、経済的な自律性が高まり、連邦政府の財政負担が軽減することが期待されているのである。

このように、統合の必要性が顕著であった自

治管区から始まった連邦再編だが、今後はさらに全国的に拡大していくと予想される。

Ⅳ　おわりに

2005年10月31日に、「新連邦構成主体形成法」が改正された。改正されたのは、新連邦構成主体形成の発議に関する第10条と住民投票に関する第11条である。従来第10条は、大統領へ統合に関する提案を行う「当該連邦構成主体」とは何を指すのかについて具体的な規定がなかったが、提案は行政長官と議会が共同で行うものに限定された。

また、第11条については、統合問題が住民投票に付されるのは「大統領との適当な協議のあと」となった。さらに住民投票で否決された場合、１年以内の再投票が可能とされていたが、１年以内に再度統合を発議することが可能であるという規定に変更された。

ミロノフ上院議長は、この改正により、従来の法律の曖昧な点が修正され、これまで以上に速いテンポで統合が進むだろうと述べている。(注15) 2005年12月１日にはペルミ地方が正式に発足し、連邦構成主体の数は88になった。統合推進に対する政府機関の宣伝が過度であることに対する批判はあるものの(注16)、これまでの住民投票では市民の多くは統合に賛成しており、今後もこの動きは進行していくと予想される。

注

＊本稿におけるインターネット情報はすべて2005年12月５日現在である。

(1) Совет Федерации Федерального Собрания Российской Федерации, Аналитическое управление отдел государственного строительства, «Актуальные проблемы совершенствования состава субъектов Российской Федерации» *Аналитический вестник*, № 16 (268), М., 2005, с.5.（ロシア連邦連邦会議、分析局国家建設部「ロシア連邦構成主体組織改革の現実的問題」『分析広報』No.16（268），モスクワ，2005，p.5.）<http://www.council.gov.ru/files/analitical_bulletin/224.zip>

(2) «Два пишем – один в уме, или Нужна ли России административно-территориальная реформа?» *Российская газета*, 2004.3.23.（「書かれた２つ、心に１つ。ロシアに行政・領域改革は必要か？」『ロシア新聞』2004.3.23.）

(3) 大江泰一郎ほか「民主的法治国家」小森田秋夫編『現代ロシア法』東京大学出版会，2003，pp.99-103.

(4) «Матрешка украшает федерацию?» *Российская газета*, 2004.4.1.（「マトリョーシカは連邦の飾りとなるのか？」『ロシア新聞』2004.4.1.）

(5) 前掲注(3)，pp.104-107；溝口修平「ロシアにおける連邦・地方自治制度の改革」『外国の立法』no.219，2004.2，pp.126-130. <http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/219/021907.pdf>

(6) «Красноярскому краю, Эвенкии и Таймыру будет оказано содействие при объединении. Указ об этом подписал Владимир Путин» *Российская газета*, 2005.4.12.（「統一により、クラスノヤルスク地方、エヴェンキ、タイムィルに支援がなされる。関連大統領にウラジミル・プーチンが署名」『ロシア新聞』2005.4.12.）

(7) この部分は、2005年10月の法改正によって新たに加わった。第Ⅳ節参照。

(8) これは、「新連邦構成主体形成法」とは別の法律で、住民投票により統合が決定した地域について個別に定められる。

(9) «Гарантии для элиты» *Российская газета*, 2005.4.6.（「エリートへの保障」『ロシア新聞』2005.4.6.）

(10) «Искусство кройки и житья», *Российская газета*, 2005.4.18（「裁断と生活の技術」『ロシア新聞』2005.4.18），前掲注(1)，cc.7-8.

(11) 前掲注(1)，c.19.

⑿ 前掲注⑴, c.53；前掲注⑵.

⒀ もともと、自治管区は少数民族の文化や言語を保護するために設けられたものであるが、ペルミ地方やクラスノヤルスク地方の形成に関する個々の法律では、自治管区だった地域が「独自の地位」を持つ「行政・領域単位」となることが定められ、少数民族保護も配慮されている。

⒁ «Сливки Федерации» *Российская газета*, 2004.4.21.（「連邦のクリーム」『ロシア新聞』2004.4.21.）

⒂ «Президенту добавили полномочий» *Российская газета*, 2005.10.27.（「大統領に権限を追加」『ロシア新聞』2005.10.27.

⒃ «Александр Хлопонин перевыполнил план по доверию» *Независимая газета*, 2005.4.19.（「アレクサンドル・フロポニンは、承認計画を達成した」『独立新聞』2005.4.19.）

参考文献

（注で記したものは除く）

・Федеральный конституционный закон о порядке принятия в Российскую Федерацию и образования в ее составе нового субъекта Российской Федерации.（ロシア連邦の新しい連邦構成主体の採択とその形成手続に関する連邦の憲法的法律）<http://www.akdi.ru/gd/proekt/086579GD.SHTM>

・Федеральный конституционный закон о внесении изменений в статьи 10 и 11 Федерального конституционного закона о порядке принятия в Российскую Федерацию и образования в ее составе нового субъекта Российской Федерации.（ロシア連邦の新しい連邦構成主体の採択とその形成手続に関する連邦の憲法的法律第10条及び第11条の改正に関する連邦の憲法的法律）<http://www.akdi.ru/gd/PROEKT/097658GD.SHTM>

・Федеральный конституционный закон об образовании в составе Российской Федерации нового субъекта Российской Федерации в результате объединения Пермской области и Коми-Пермяцкого автономного округа.（ペルミ州とコミ・ペルミャク自治管区の統合による新しいロシア連邦構成主体の形成に関する連邦の憲法的法律）<http://www.akdi.ru/gd/PROEKT/094404GD.SHTM>

・Федеральный конституционный закон об образовании в составе Российской Федерации нового субъекта Российской Федерации в результате объединения Красноярского Края, Таймырского (Долгано-Ненецкого) автономного округа и Эвенкийского автономного округа.（クラスノヤルスク地方、タイムィル（ドルガン・ネネツ）自治管区、エヴェンキ自治管区の統合による新しいロシア連邦構成主体の形成に関する連邦の憲法的法律）<http://www.akdi.ru/gd/PROEKT/097207GD.SHTM>

（みぞぐち しゅうへい・海外立法情報課非常勤調査員）